

介護福祉士実務者養成施設概要

1	名 称	学校法人大原学園 介護福祉士実務者研修通信課程				
2	位 置	大阪府大阪市北区太融寺町 2－14 TEL:06-6130-7420				
3	設置者 (名称・所在地)	名 称	学校法人大原学園			
		住 所	東京都千代田区西神田 1 丁目 1 番 3 号			
4	設置年月日	平成 29 年 4 月 1 日				
5	種類等	種 類	1 学年 の定員	学級数	1 学級 の定員	修 業 年 限
		第 2 号養成施設(養成施設指定規則第 7 条の 2) (昼間課程・夜間課程・通信課程)	576	18	32	1 ヶ月～6 ヶ月
6	開講期間	毎月 1 日と 16 日を開講日とする。ただし、1 月のみ 6 日を開講日とする。				
7	養成施設の 長の氏名	重塚 悟		8 事務職 員の氏名	小野 千明	
9	専任教員 (専任教員のうち教 務に関する主任者 には、氏名の前に ◎印をすること)	氏 名	担当科目		資格名	
		◎桜井 不二美	人間の尊厳と自立、 社会の理解Ⅰ・Ⅱ、 介護の基本Ⅰ・Ⅱ、 コミュニケーション技術、 生活支援技術Ⅰ・Ⅱ、 介護過程Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、 発達と老化の理解Ⅰ・Ⅱ 認知症の理解Ⅰ・Ⅱ、 障害の理解Ⅰ・Ⅱ		介護福祉士	
10	介護過程Ⅲ (面接授業) を担当する教員	青山 百合子	介護過程Ⅲ		介護福祉士	
		浅野 千賀子	介護過程Ⅲ		介護福祉士	
		足立 徳美	介護過程Ⅲ		介護福祉士	
		中井 敏	介護過程Ⅲ		介護福祉士	
		春田 圭子	介護過程Ⅲ		介護福祉士	
		久内 淳子	介護過程Ⅲ		介護福祉士	
		藤本 委扶子	介護過程Ⅲ		介護福祉士	
		古川 純	介護過程Ⅲ		介護福祉士	
		山口 大輔	介護過程Ⅲ		介護福祉士	
		植田 直子	介護過程Ⅲ		介護福祉士	

	藪内 順子	介護過程Ⅲ	介護福祉士
	橋本 初枝	介護過程Ⅲ	介護福祉士
	西 千佳	介護過程Ⅲ	介護福祉士
	森田 洋子	介護過程Ⅲ	看護師
11 医療的ケア を担当する教 員	平野 麻里	医療的ケア	看護師
	森田 洋子	医療的ケア	看護師
	山下 孝子	医療的ケア	看護師
	出廣 早苗	医療的ケア	看護師
	納谷 朝子	医療的ケア	看護師
	森澤 誠	医療的ケア	看護師
	朝山 美智子	医療的ケア	看護師
	木村 京子	医療的ケア	看護師
	新居 麻友子	医療的ケア	看護師
	高橋 恵梨子	医療的ケア	看護師
	奥田 孝子	医療的ケア	看護師
	鍛冶 恵	医療的ケア	看護師
	大北 ゆか	医療的ケア	看護師
	劉 筱丹	医療的ケア	看護師
	稲澤 三穂	医療的ケア	看護師
12 その他の教 員			

13 開 講 科 目	指定規則上の科目名 (時間数)	時間数	教育の内容の一部を他の養成施設等に 実施させる場合にあっては実施先の名称
	人間の尊厳と自立 (5)	5時間00分	
	社会の理解Ⅰ (5)	5時間00分	
	社会の理解Ⅱ (30)	30時間00 分	
	介護の基本Ⅰ (10)	10時間00 分	
	介護の基本Ⅱ (20)	20時間00 分	
	コミュニケーション技術 (20)	20時間00 分	
	生活支援技術Ⅰ (20)	20時間00 分	
	生活支援技術Ⅱ (30)	30時間00 分	
	介護過程Ⅰ (20)	20時間00 分	
	介護過程Ⅱ (25)	25時間00 分	
	介護過程Ⅲ (45)	45時間00 分	
	発達と老化の理解Ⅰ (10)	10時間00 分	
	発達と老化の理解Ⅱ (20)	20時間00 分	
	認知症の理解Ⅰ (10)	10時間00 分	
	認知症の理解Ⅱ (20)	20時間00 分	
	障害の理解Ⅰ (10)	10時間00 分	
	障害の理解Ⅱ (20)	20時間00 分	
	こころとからだのしくみⅠ (20)	20時間00 分	

	こころとからだのしくみⅡ (6 0)		60時間00 分				
	医療的ケア (5 0)		50時間00 分				
	医療的ケア (演習)		9 時間45分				
合計 (4 5 0)			459時間45分				
14 建 物		教室等 の名称 (各室毎に 記入すること)	面 積	共用先 (共用する場 合について のみ記入)	教室等 の名称 (各室毎に 記入すること)	面 積	共用先 (共用する場合 についてのみ 記入)
	建物延面積	梅田会場	125.2 m ²		京都会場	83.8 m ²	
		姫路会場	103.0 m ²		和歌山会場	55.1 m ²	
		特別養護老人ホーム 真愛たきやまホーム	98.0 m ²		特別老後老人ホーム 大和園りおん	46.75 m ²	
		放課後児童クラブ 書写ひまわりホーム	75.0 m ²		兵庫県社会福祉事業団 丹寿荘	184.87 m ²	
		兵庫県社会福祉事業団 総合リハビリテーショ ンセンター内 介護実習室	218.6 m ²		兵庫県社会福祉事業団 総合リハビリテーショ ンセンター内 事務局第2会議室	260 m ²	
15 教 育 用 機 械 器 具 及 び 模 型 ・ 梅 田 会 場	実習用モデル人形		4 体	視聴覚機器		1 器	
	人体骨格模型		1 体	障害者用調理器具・食器類		18台	
	成人用ベッド		6 床	和式布団一式		1 式	
	移動用リフト		1 台	吸引装置一式		6 式	
	スライディングボード・マット		4 台	経管栄養用具一式		6 式	
	車いす		6 台	処置台又はワゴン		4 台	
	簡易浴槽		2 槽	吸引訓練モデル		6 体	
	ストレッチャー		4 台	経管栄養訓練モデル		6 体	
	排せつ用具		4 個	心肺蘇生訓練用器材一式		1 式	
	歩行補助つえ		4 本	人体解剖模型		1 体	
	盲人安全つえ		19 本				

京都会場	実習用モデル人形	一体	視聴覚機器	一器
	人体骨格模型	一体	障害者用調理器具・食器類	一台
	成人用ベッド	2床	和式布団一式	一式
	移動用リフト	一台	吸引装置一式	2式
	スライディングボード・マット	一台	経管栄養用具一式	2式
	車いす	3台	処置台又はワゴン	※1台
	簡易浴槽	一槽	吸引訓練モデル	2体
	ストレッチャー	一台	経管栄養訓練モデル	2体
	排せつ用具	2個	心肺蘇生訓練用器材一式	1式
	歩行補助つえ	4本	人体解剖模型	一体
	盲人安全つえ	一本		
姫路会場	実習用モデル人形	一体	視聴覚機器	1器
	人体骨格模型	1体	障害者用調理器具・食器類	一台
	成人用ベッド	2床	和式布団一式	一式
	移動用リフト	一台	吸引装置一式	2式
	スライディングボード・マット	一台	経管栄養用具一式	2式
	車いす	2台	処置台又はワゴン	1台
	簡易浴槽	一槽	吸引訓練モデル	2体
	ストレッチャー	一台	経管栄養訓練モデル	2体
	排せつ用具	2個	心肺蘇生訓練用器材一式	1式
	歩行補助つえ	4本	人体解剖模型	1体
	盲人安全つえ	一本		
和歌山会場	実習用モデル人形	一体	視聴覚機器	一器
	人体骨格模型	一体	障害者用調理器具・食器類	一台
	成人用ベッド	2床	和式布団一式	一式
	移動用リフト	一台	吸引装置一式	2式
	スライディングボード・マット	一台	経管栄養用具一式	2式
	車いす	2台	処置台又はワゴン	※1台
	簡易浴槽	一槽	吸引訓練モデル	2体
	ストレッチャー	一台	経管栄養訓練モデル	2体
	排せつ用具	2個	心肺蘇生訓練用器材一式	1式
	歩行補助つえ	4本	人体解剖模型	一体
	盲人安全つえ	一本		

真愛 たき やま ホーム	実習用モデル人形 人体骨格模型 成人用ベッド 移動用リフト スライディングボード・マット 車いす 簡易浴槽 ストレッチャー 排せつ用具 歩行補助つえ 盲人安全つえ	一体 一体 2床 一台 一台 2台 一槽 一台 2個 4本 一本	視聴覚機器 障害者用調理器具・食器類 和式布団一式 吸引装置一式 経管栄養用具一式 処置台又はワゴン 吸引訓練モデル 経管栄養訓練モデル 心肺蘇生訓練用器材一式 人体解剖模型	一器 一台 一式 ※1式 ※1式 ※1台 ※1体 ※1体 ※1式 ※1体
大和 園り おん	実習用モデル人形 人体骨格模型 成人用ベッド 移動用リフト スライディングボード・マット 車いす 簡易浴槽 ストレッチャー 排せつ用具 歩行補助つえ 盲人安全つえ	一体 一体 2床 一台 一台 2台 一槽 一台 2個 4本 一本	視聴覚機器 障害者用調理器具・食器類 和式布団一式 吸引装置一式 経管栄養用具一式 処置台又はワゴン 吸引訓練モデル 経管栄養訓練モデル 心肺蘇生訓練用器材一式 人体解剖模型	一器 一台 一式 ※1式 ※1式 ※1台 ※1体 ※1体 ※1式 ※1体
書 写 ひ ま わ り ホ ー ム	実習用モデル人形 人体骨格模型 成人用ベッド 移動用リフト スライディングボード・マット 車いす 簡易浴槽 ストレッチャー 排せつ用具 歩行補助つえ 盲人安全つえ	一体 一体 2床 一台 一台 2台 一槽 一台 2個 4本 一本	視聴覚機器 障害者用調理器具・食器類 和式布団一式 吸引装置一式 経管栄養用具一式 処置台又はワゴン 吸引訓練モデル 経管栄養訓練モデル 心肺蘇生訓練用器材一式 人体解剖模型	一器 一台 一式 ※1式 ※1式 ※1台 ※1体 ※1体 ※1式 ※1体

丹 寿 荘	実習用モデル人形	一体	視聴覚機器	一器
	人体骨格模型	一体	障害者用調理器具・食器類	一台
	成人用ベッド	2床	和式布団一式	一式
	移動用リフト	一台	吸引装置一式	※1式
	スライディングボード・マット	一台	経管栄養用具一式	※1式
	車いす	2台	処置台又はワゴン	※1台
	簡易浴槽	一槽	吸引訓練モデル	※1体
	ストレッチャー	一台	経管栄養訓練モデル	※1体
	排せつ用具	2個	心肺蘇生訓練用器材一式	※1式
	歩行補助つえ	4本	人体解剖模型	※1体
	盲人安全つえ	一本		
介 護 実 習 室 又は 事 務 局 第 二 会 議 室	実習用モデル人形	一体	視聴覚機器	一器
	人体骨格模型	一体	障害者用調理器具・食器類	一台
	成人用ベッド	2床	和式布団一式	一式
	移動用リフト	一台	吸引装置一式	※1式
	スライディングボード・マット	一台	経管栄養用具一式	※1式
	車いす	2台	処置台又はワゴン	※1台
	簡易浴槽	一槽	吸引訓練モデル	※1体
	ストレッチャー	一台	経管栄養訓練モデル	※1体
	排せつ用具	2個	心肺蘇生訓練用器材一式	※1式
	歩行補助つえ	4本	人体解剖模型	※1体
	盲人安全つえ	一本		

※1 スクーリング実施時に梅田会場から持参する。

※2 その他授業に必要な物品は梅田会場からの持参 又は 業者からレンタルにて対応する。

16 面 接 授 業	施設名及び 施設種	氏名（法人に あつては名 称）	設 置 年月日	位 置	入所 定員	担当 教員
	梅田会場	大原学園	H29. 4. 1	大阪府大阪市北区 太融寺町2-14	32名	桜井 不二美
	京都会場	大原学園	H29. 4. 1	京都府京都市下京区 烏丸通綾小路下る二 帖半敷町651	32名	桜井 不二美
	姫路会場	大原学園	H29. 4. 1	兵庫県姫路市白銀町 61	32名	桜井 不二美
	和歌山会場	大原学園	H29. 4. 1	和歌山県和歌山市 黒田88-1	32名	桜井 不二美
	特別養護老人ホーム 真愛たきやまホーム	社会福祉法人 イエス団	H29. 8. 1	兵庫県神戸市兵庫区 滝山町511	32名	桜井 不二美
	特別老後老人ホーム 大和園りおん	社会福祉法人 功有会	R 1. 9. 1	奈良県大和郡山市美 濃庄町236-1	24名	桜井 不二美

放課後児童クラブ 書写ひまわりホーム	社会福祉法人 よい子の広場福祉会	R 1. 9. 1	兵庫県姫路市書写 6 3 4 - 1 9 8	32 名	桜井 不二美
丹寿荘	社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団	R 2. 8. 18	兵庫県丹波市市島町 上竹田 2 3 3 6 - 1	32 名	桜井 不二美
総合リハビリ テーションセンター 介護実習室 又は 事務局第二会議室	社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団	R 2. 7. 8	兵庫県神戸市西区 曙町 1 0 7 0	32 名	桜井 不二美

(注 1) 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜様式の枚数を増加し、この様式に準じた指定申請書を作成すること。

(注 2) 6 の開講期間には、授業開始年月日及び授業終了年月日を記載すること。なお、1 年間に複数回実施する場合については複数回分の開講期間を記載すること。

(注 3) 7 の養成施設の長の氏名には、設置者が養成施設でない場合にあっては設置者の長の氏名を記載すること。

(注 4) 9 の教務に関する主任者、10 の面接授業を担当する教員及び 11 の医療的ケアを担当する教員の資格名欄には、介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師の資格を持つ者について記入すること。

(注 5) 9 の専任教員のうち教務に関する主任者の該当番号の欄には、指定規則第 7 条の 2 第 1 項ホ (1)、(2)、(3)、(4)、(5) のうち該当する条項を記入すること。(例 (1))

また、医療的ケアを担当する教員の該当番号の欄には、

(1) 医療的ケア教員講習会修了者であって、かつ医師、保健師、助産師、看護師の資格を取得した後 5 年以上の実務経験を有する者

(2) 介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は研修事業（不特定多数の者を対象としたものに限る。）における指導者講習会を修了した者であって、かつ医師、保健師、助産師、看護師の資格を取得した後 5 年以上の実務経験を有する者のうち、いずれか該当する番号を記載すること。

(注 6) 10 の面接授業を担当する教員については、面接授業を担当する教員に関する調書を作成すること。

また、医療的ケアを担当する教員については、医療的ケアを担当する教員に関する調書を作成すること。ただし、9 の専任教員のうち教務に関する主任者が医療的ケアを担当する教員を兼ねる場合または面接授業を担当する教員を兼ねる場合にあっては、教務に関する主任者に係る教員調書のみ作成すれば足りるものとし、この場合、教務に関する主任者、医療的ケアを担当する教員又は面接授業を担当する教員である旨がそれぞれ確認できるようにすること。